

福岡県 行政改革審議会

令和8年度**第3回** 8月25日 14時～

次第

- 1 開会
- 2 知事挨拶
- 3 諮問（追加諮問：ワンヘルス施策について）
- 4 会長挨拶
- 5 議事
 - （1）ワンヘルス施策について
 - ① ワンヘルス施策に関する状況
 - ② 今後の審議の進め方
 - （2）次期行政改革大綱（「モノ」の柱）
 - （3）現大綱の進捗状況

2 知事挨拶

3 諮問

4 会長挨拶

5 議事

(1) ワンヘルス施策について

(～15時目途)

- ① ワンヘルス施策に関する状況
- ② 今後の審議の進め方

(2) 次期行政改革大綱(モノの柱)

(3) 現大綱の進捗状況

(15:20～16:35目途)

① ワンヘルス施策に関する状況

本県のワンヘルス推進の背景

時期	内容
19世紀	ドイツの病理学者ルドルフ・ウィルヒョウ博士が人獣共通感染症を定義し、医学と獣医学を一体として対応する必要性を説く（ワンヘルスの概念の起源）
2004年	“One World－One Health” をテーマとする野生生物保護学会のシンポジウム(アメリカ)において、感染症リスクの抑制を図る戦略的枠組みが提示される（マンハッタン原則）
2010年	国連食糧農業機関(FAO)、国際獣疫事務局(OIE_通称WOAH)、世界保健機関(WHO)が、「人・動物・生態系の接点における健康リスクに対処するための戦略的枠組み」を発表
2016年11月	★第2回世界獣医師会-世界医師会 “One Health” に関する国際会議（北九州市）において福岡宣言が採択される
2020年1月	国内で初めて新型コロナウイルス感染症の患者を確認
2020年12月	★議員提案により、全国で初めて福岡県ワンヘルス推進基本条例を制定
2021年12月	FAO・WHO・OIE(通称WOAH)に国連環境計画(UNEP)を加えた4機関が共同で「ワンヘルス」を定義づけ
2022年3月	★福岡県ワンヘルス推進行動計画を策定
2022年3月	FAO・WHO・WOAH・UNEPがワンヘルス協力に関する覚書を締結
2022年10月	★議員提案により、ワンヘルスの実践促進に関する条例を制定
2022年10月	FAO・WHO・WOAH・UNEPがワンヘルス共同行動計画を策定

★:福岡県内のワンヘルスに関する動き

福岡県におけるワンヘルス関連条例と行動計画

福岡県ワンヘルス推進基本条例(2020(令和2)年12月制定) ※議員提案

ワンヘルスの理念に基づく行動又は活動を推進し、ワンヘルスの理念の実践に関する課題に取り組むための基本理念(第3条)、基本方針(第9条)及び啓発活動の推進(第10条)、教育の推進(第10条)及び中核拠点の形成(第14条)など、実践の基盤となる措置等に関し必要な事項を定めたもの

福岡県ワンヘルス推進行動計画(2022(令和4)年3月策定)

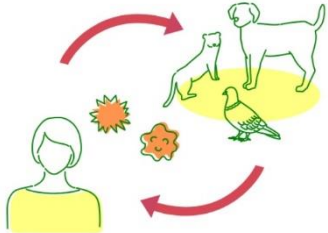
基本条例第11条に基づき、基本方針や実践の基盤となる、人獣共通感染症対策や薬剤耐性対策など「人の命と健康を守る」取組をはじめ、農林水産業の振興や環境の維持・保全などの取組を体系的に整理

ワンヘルスの実践促進に関する条例(2022年(令和4)10月制定) ※議員提案

環境と人と動物のより良い関係づくりその他のワンヘルスの実践を促進するために必要な取組等を定めたもの

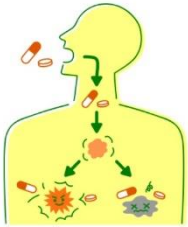
ワンヘルス実践の6つの基本方針（基本条例第9条）

1 人獣共通感染症対策



医療、獣医療をはじめ各分野と連携し、発生予防、まん延防止を図る

2 薬剤耐性菌対策



抗菌薬を適切に服用して、薬剤耐性菌を増やさないようにするなど、薬剤の適正使用を推進する

3 環境保護



自然環境の保全を図る

4 人と動物の共生社会づくり



動物愛護の推進と野生動物の理解と共存を図る

5 健康づくり



豊かな自然や動物とのふれあいを通じた健康づくり

6 環境と人と動物のより良い関係づくり



健全な環境下における安全な農林水産物の生産・消費、食育を推進する

ワンヘルスの実践促進に関する条例

＜県及び市町村の責務＞ 実践条例第3条

県及び市町村は、基本条例第4条(県の役割)及び基本条例第5条(市町村の役割)の規定の趣旨を踏まえ、連携して、本条例の目的の達成に取り組むよう努める。

＜条例に規定されている主な取組＞

- ① ワンヘルス認証、食育・地産地消の推進（実践条例第7条、第11条、第12条）
- ② 動物の継続的調査・監視等（実践条例第14条）
- ③ 野生鳥獣の適正管理の促進、安全なジビエの振興（実践条例第15条、第16条）
- ④ 森林及び森林利用施設の整備、森林浴等の場としての森林の活用（実践条例第18条）
- ⑤ 水環境等の保全（実践条例第21条）
- ⑥ プラスチックごみ対策の促進（実践条例第22条）
- ⑦ ワンヘルスに関する試験研究の充実（実践条例第27条）

各主体におけるワンヘルスの推進①

<世界の動き>

○マンハッタン原則(2004)

“One World-One Health” をテーマとする野生生物保護学会のシンポジウム(アメリカ)において、世界中の専門家が感染症リスクの抑制を図る戦略的枠組みとして12の行動計画(マンハッタン原則)が提示される

○FAO・OIE・WHOによる3者連携(2010)

国連食糧農業機関(FAO)、国際獣疫事務局(OIE_現WOAH)、世界保健機関(WHO)が、人・動物・生態系の接点におけるリスク低減の戦略的枠組みを策定

○FAO・OIE・WHO・UNEPの4者によるワンヘルスの共通定義(2021)

FAO・OIE・WHOに国連環境計画(UNEP)を加えた4機関が共同で「ワンヘルス」を定義づけ。人獣共通感染症対策にとどまらず、環境までを含めた、より包括的な枠組みであることを確認

○ワンヘルス協力に関する覚書の締結、ワンヘルス共同行動計画の策定(2022)

FAO・WHO・WOAH・UNEPがワンヘルス協力に関する覚書を締結(2030年まで延長)

FAO・WHO・WOAH・UNEPが2022年から2026年までのワンヘルス共同行動計画を策定(2029年まで延長)

<国の動き>

○「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)」(2023、2026)

骨太の方針に、ワンヘルスアプローチの推進が明記される

○第221回国会における高市早苗内閣総理大臣施政方針演説(2026年2月)

施政方針演説に、ワンヘルスの取組の推進が盛り込まれる

○厚生労働省「ワンヘルス対策推進室」の設置(2026年4月1日設置)

厚生労働省が感染症対策におけるワンヘルス・アプローチを司ることを目的に、ワンヘルス対策推進室を設置

各主体におけるワンヘルスの推進②

<他県の動き>

○徳島県が「徳島県ワンヘルス推進条例」を制定

2023年3月に動物から人へ感染する動物由来感染症から県民の健康を守るため、**徳島県議会提案で制定**

○東京都が「ワンヘルス推進ポータルサイト」を開設

2026年4月に第41回世界獣医師会大会の東京開催を契機に、ワンヘルスの理念や動物愛護に関する理解の一層の促進を図るための**ポータルサイトを開設**

<知事会、議長会の動き>

○全国知事会による要望

2021年11月「ポストコロナの未来を切り拓く地方創生の実現に向けた提言」で**ワンヘルスの推進を要望**

○全国都道府県議長会による要望

2025年7月「ワンヘルスの理念に基づく人と動物共通の新たな感染症への対策の強化について」で、ワンヘルスの観点による**感染症対策を一元的に担う組織体制の強化等を要望**

○九州地方知事会による要望

2020年度以降、毎年度、**防疫対策推進体制の九州地域への早期構築を要望**

○地方6団体による要望

2026年6月の「骨太の方針の策定等について」において、**感染症危機に備えたワンヘルスの取組の推進を要望**

<県内市町村の動き>

○市町村におけるワンヘルスの推進に関する宣言

2021年9月にみやま市が、県内市町村で初めてワンヘルスの推進を宣言

2025年10月に県内全60市町村がワンヘルスの推進を宣言

○市町村における主な取組

ワンヘルス関連イベントの開催、住民向け講座の開催、ワンヘルスパネルの展示

○ ワンヘルス推進行動計画に基づく取組

令和7年度 取組数(277)

＜ワンヘルスが最終的に目指している「人の命と健康を守る」に直接関係する取組＞ 取組数(40)

- ・ 人獣共通感染症の発生状況の調査分析
- ・ 保健環境研究所の専門人材の育成
- ・ 子どもたちへのワンヘルス教育

【ワンヘルス関連予算の変遷】

単位:億円

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
11.5	15.3	17.9	5.2 ※	8.7 ※	58.6

※令和7年度以降、「人の命と健康を守ること」に直接関係する経費として整理(令和4、5、6年度は明確な基準なし)

＜その他＞

取組数(237)

ワンヘルスに寄与するが、本来の目的を有する取組

- ・ 有害鳥獣侵入防止柵の整備
- ・ ワンヘルス県産農林水産物認証制度
- ・ 老朽化した保健環境研究所、家畜保健衛生所の移転建替え

※行動計画に基づくもののうち令和7年度以前に終了した取組や令和8年度に予定している取組のほか、行動計画に基づくものではないが報道されている取組についても、行政改革審議会へ報告予定。

ワンヘルス施策をめぐる報道

(8月24日時点)

事業概要			報道内容
項目	事業内容	事業期間	
カーボンゲートの設置 ※行動計画外	県営筑後広域公園に、炭素（カーボン）繊維のチューブを編み込んで二重らせんにしたモニュメントを設置	R3. 12～R4. 10	県営筑後広域公園のワンヘルスカーボンゲートと命名したモニュメントの設置費用が2.8億円に上る
ワンヘルスセンターの整備	築50年以上が経過し老朽化が著しい保健環境研究所及び家畜保健衛生所の移転・建替え（家畜保健衛生所は、動物保健衛生所として設置）	R4. 4～R9. 9	みやま市で建設が進められているワンヘルスセンターの総事業費が200億円以上に上る
ワンヘルスパークの実証	福岡市の舞鶴公園において、1年間の実証事業として、動物とのふれあい、馬術体験、ドッグラン等を実施	R4. 11～R5. 9	馬術体験の利用者が1日平均1人しかおらず、赤字のまま閉園

(8月24日時点)

事業概要			報道内容
項目	事業内容	事業期間	
アジア獣医師会 連合ワンヘルス 福岡オフィス (F O F) の支援	国連ハビタット福岡と同等の 支援として、賃借料、電気使 用料、清掃料を現物支給 (※県医師会、県獣医師会、 福岡市、九州経済連合会、福 岡商工会議所とともに誘致活 動を実施)	R5. 7～R10. 3	アジア獣医師会連合ワンヘルス福岡オフィス (F O F) の事務所に係る費用を負担
ワンヘルス事業に 係る講師謝金	ワンヘルスマスター育成のため の研修 (R5～R7) や、ワン ヘルスの森四王寺フェスタ県 民講演会 (R6) 等における講 師謝金の支払い	R5. 8～R8. 2	・ 講師謝金の算定根拠に、実態に即していない打合せや資料作成時間を記載し、謝金を支払い ・ 藏内世界獣医師会次期会長 (当時) に講師謝金として10万円を支払い
四王寺県民の森 森林浴モニター ツアー	森林浴による健康増進効果に ついてエビデンスを取得する ための実証実験 (モニターツ アー) を実施	R8. 6～R9. 3	モニターツアーの参加者に、謝金として3万3千円を支払い (宿泊費や食事代などは無料)

② 今後の審議の進め方について

(参考) 福岡県行政改革審議会規則(1/2)

(趣旨)

第一条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和二十八年福岡県条例第三十九号)第三条の規定に基づき、福岡県行政改革審議会(以下「審議会」という。)の所掌事務、組織、委員その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 審議会は、県行政の制度及び運営に関する改革の課題及び改善の方策について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関して、知事に意見を述べ、又は知事の諮問に答申する。

(組織)

第三条 審議会は、二十人以内の委員をもって組織する。

2 審議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第四条 委員は、県行政の制度及び運営に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(参考) 福岡県行政改革審議会規則(2/2)

(専門委員)

第五条 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

3 前条第二項及び第三項の規定は、専門委員に準用する。

(会議)

第六条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(小委員会)

第七条 審議会は、必要に応じて小委員会を設置することができる。

2 小委員会は、会長が指名する委員及び専門委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、総務部行政マネジメント課において処理する。

(補則)

第九条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

5(2) 「モノ」の柱について

5(2)「モノ」：データで見る「モノ」を取り巻く現状と課題

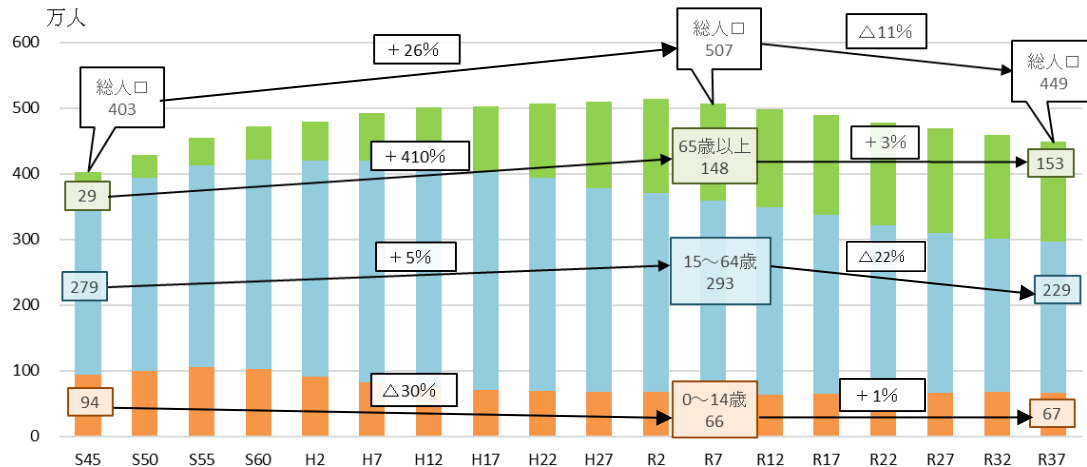
1.【公共施設等(県有建築物・公共インフラ施設)】施設類型について

「公共施設等」は、以下のような施設類型となっている(福岡県公共施設等総合管理計画)

大類型・中類型		小類型及び主な施設
1 県有建築物 ※ %は県有建築物のうち小類型ごとの面積割合(現計画改訂時の令和2年度末時点)		①庁舎等 ※17.6% (本庁舎、総合庁舎、単独庁舎、農林業総合試験場、職員住宅)
		②県民向け施設 ※12.0% (文化施設、スポーツ施設、児童相談所、高等技術専門学校)
		③学校(県立高校、特別支援学校) ※59.1%
		④警察施設(署、交番、待機宿舎、運転免許試験場) ※11.3%
2 公共インフラ施設	(1) 土木系施設	①道路(舗装、橋梁、トンネル)、②河川・ダム(堤防、ダム)、③港湾(係留施設)、④海岸(堤防)、⑤砂防(地すべり防止施設)
	(2) 都市基盤系施設	①公園(都市公園施設)、②下水道(処理場)、③県営住宅
	(3) 農林水産系施設	①土地改良(ため池)、②漁港(係留施設)、④海岸(堤防)、⑤砂防(地すべり防止施設)、⑥治山(ダム)
	(4) 公営企業施設	①工業用水道事業施設(導水・浄水・配管施設) ②電気事業施設(発電所)
	(5) 警察施設	①交通安全施設(信号制御機、信号柱、大型標識柱)

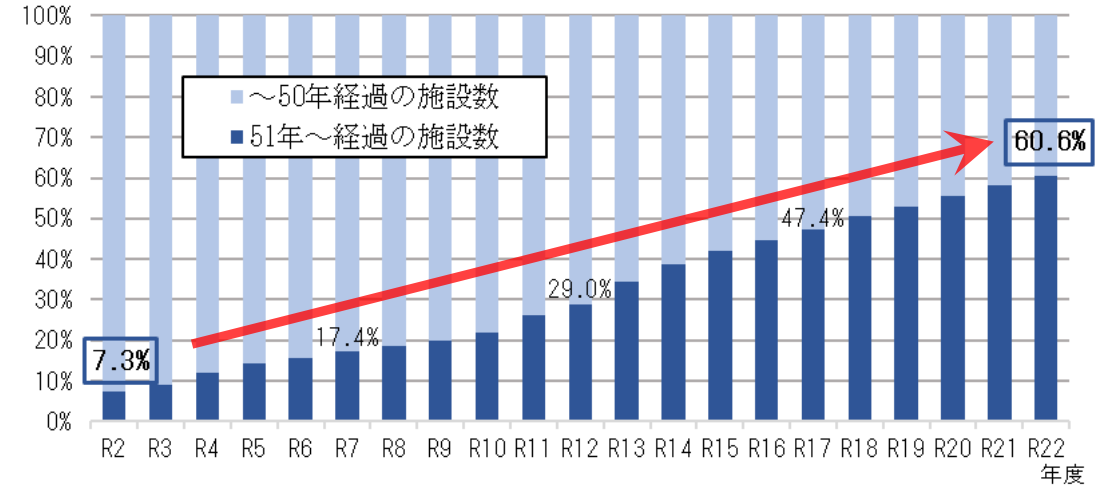
3.【人口減少】総人口や年代別人口の今後の見通し

令和7年から令和37年にかけて人口は50万人以上減少、また高齢化が進み人口構造が大きく変化する見込み



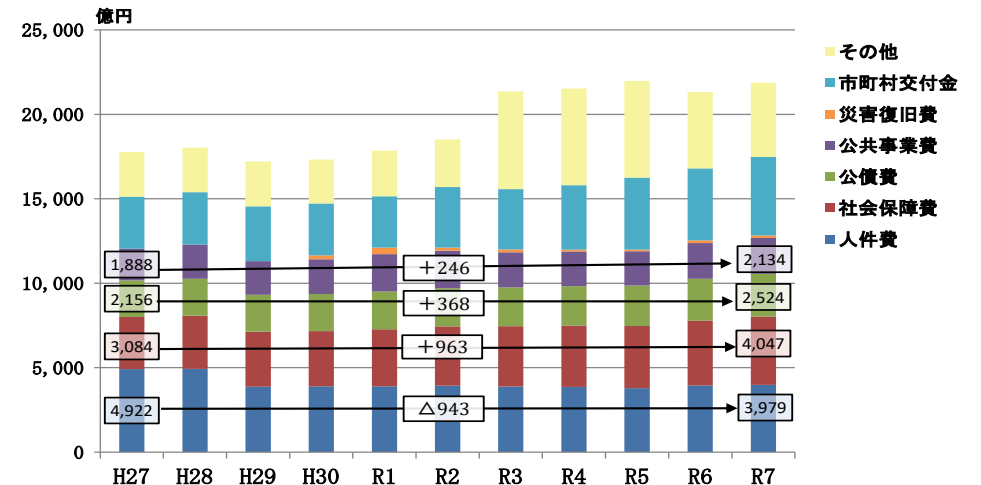
2.【老朽化率】県有建築物の老朽化の割合

建築後50年経過の施設が増加していく見込み ※R2年度末時点(最新版は作成中)



4.【財政状況】一般会計当初予算の推移

過去10年間では人件費が減少した一方で、社会保障費、公債費、公共事業費が増加し、厳しい財政運営が続いている。



5(2)「モノ」:

「モノ」の柱における3つの方向性

～これまでの取組を深化させ、
行政サービスを持続させるために～

厳しい財政状況や老朽化の進行という現実を直視し、行政サービスを将来にわたって持続的に提供するため、現行の取組を踏まえつつ、以下のような3つの方向性が考えられます。

1 トラブルが起きてからの対応でなく、計画的に長く・安く使える状態を保つ。

ライフサイクルコスト(長寿命化含む施設の生涯コスト)を考慮の上、計画的な維持管理や長寿命化を徹底し、財政負担の平準化を図ること。

2 現状の施設を、次の世代に適切に引き継ぐため、最適な配置を進める。

人口減少や利用ニーズを改めて精査し、その時々状況に応じて、より使いやすく、効率的な形へと施設配置すること。

3 民間と連携し、県の施設を、より質の高い資産にする。

民間ノウハウ・資金の活用により、コスト削減に加え、施設をより便利にするための連携を深めること。

5(2)「モノ」:「モノ」の柱の体系

次期公共施設等総合管理計画を軸に、戦略的な資産(モノ)マネジメントを展開します。
 ~施設の老朽化・長寿命化対策と最適化を推進し、次世代へ持続可能な財政基盤と行政サービスを引き継ぐ~

中項目	改革事項	現大綱(R4-8)成果	次期大綱の進化・深化	取組内容・方向性
公共施設管理計画等の実施	次期公共施設等総合管理計画、個別施設計画の策定と実施	現計画に基づく総合管理・ライフサイクルコストの縮減	次期公共施設等総合管理計画、個別施設計画に基づく全庁の施設ガバナンスの徹底	・全庁的なガバナンスの下で、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進
	予防保全(※)による施設の長寿命化	予防保全型による管理体制	中長期的な視点による合理的な長寿命化や更新等に向けた検討・実施	・点検診断に基づく予防保全の徹底 ・長寿命化に伴う県有建築物の目標使用年数の引き上げ(65年超)の検討による財政負担の平準化
	施設の最適配置	施設の移転・集約等の実施	将来的な機能統合・集約化等による施設配置の適正化に向けた検討	・長期的・総合的な視点に基づく施設の最適配置の検討、建替検討時における他施設との集約・合築の検討を原則化
官民連携の推進と行政サービスの向上	民間活力等の活用	PPP/PFIの導入 未利用地売却や公有財産貸付、ネーミングライツ	官民連携による行政サービスの向上	・下水道分野における更なる官民連携の導入可能性検討 ・指定管理者期間の長期化と中間評価導入等によるサービス向上の検討 ・余剰スペース貸付・ネーミングライツ等による歳入確保

※予防保全: 中長期的な計画の下に、一定の期間が経過した段階、または不具合が軽微なうちに予防的な修繕・改修を実施するもの。この手法は、不具合が生じた際に事後的に対応する修繕方法である「事後保全」に比べ、公共施設等の長寿命化、ライフサイクルコストの縮減等の効果がある。

5(2)「モノ」:「モノ」が目指す姿

「公共施設等総合管理計画」に沿って、中長期的な視点による資産(モノ)マネジメントを推進し、財政負担の軽減・平準化、公共施設等の最適な配置を図ります。

公共施設等総合管理計画とは

◆策定の背景と目的:

- ・ 昭和30年代後半から急速に整備が進んだ公共施設等(県有建築物・公共インフラ施設)は、改修や更新の時期が集中して到来
- ・ 物価高騰や厳しい財政状況が予想される中、人口減少等に伴う利用ニーズの変化への対応も必要
- ・ 財政負担の軽減・平準化、施設の最適配置の実現のため、中長期的な視点による計画が必要

⇒現在、令和9年度～18年度を計画期間とする次期計画を策定中(現計画:平成29～令和8年度)

※総務省「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」に沿って策定

◆本計画の位置付け:

- ・ 公共施設等の総合的・計画的な管理を推進するための基本的な方針
- ・ 令和8年度までに策定する次期「個別施設計画」の指針となるもの

◆対象施設、計画期間:

- ・ 県が所有・所管する全施設
- ・ 令和9～18年度の10年間

5(2)「モノ」:

公共施設等に関する課題と次期計画の方向性

【現状の課題】

人口減少等による公共施設等の利用ニーズの変化や、老朽化が進む施設の改修や更新の時期の集中に加え、今後も厳しい財政状況が続くことに対応していくことが重要。

【次期計画の方向性】

- ・ 新たに整備する公共施設等については、人口減少や施設の利用ニーズを踏まえつつ、その在り方や整備手法等を十分に検討し、より厳選するほか、PPP/PFI等の民間活力等の活用や、ライフサイクルコスト(長寿命化含む施設の生涯コスト)を考慮した事業手法を採用するなど、効率的に進めていくことが必要。
- ・ 既に整備済みの公共施設等については、上記の方向性も踏まえつつ、維持管理・修繕、改修、更新等を総合的かつ計画的に進めていくことが必要。

【公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針】

将来にわたって県民サービスを持続的に提供していくため、引き続き以下の3つを柱として取組を実施 ※詳細は次頁

(1) 予防保全による安全・安心の確保及び施設の長寿命化 (2) 施設の最適配置 (3) 民間活力等の活用

5(2)「モノ」:

次期計画の実施方針について

(1) 予防保全による安全・安心の確保及び施設の長寿命化

- ・点検・診断、危険箇所への速やかな対応、耐震化等を実施
- ・計画的な維持管理・修繕・更新(予防保全型)による長寿命化を図り、その状況によって、現計画の目標使用年数65年より長期間の使用も検討
- ・防犯・防災・事故防止等の観点から、利用見込みのない施設は除却及び土地売却を進め、コストを削減

(2) 施設の最適配置

- ・県有建築物は、地域の福祉やまちづくりなどに果たす役割等を勘案した上で、最適配置を検討
更新を行う際は、適正な更新時期を見据えて、原則、他施設との集約や合築の検討を実施
- ・公共インフラ施設は、社会経済活動や県民生活上重要なため、最適配置について慎重に検討し、現状のまま維持することとした施設についても管理の効率化等に努める

(3) 民間活力等の活用

- ・本県が定める手続き等に基づき、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用するPPP/PFIの導入について、積極的な検討の実施
- ・施設の余剰スペース貸付、ネーミングライツ導入を検討し、民間資金活用を推進
- ・国や市町村との施設の相互利用、未利用施設の利活用等の検討の実施

取組を支える推進体制等について

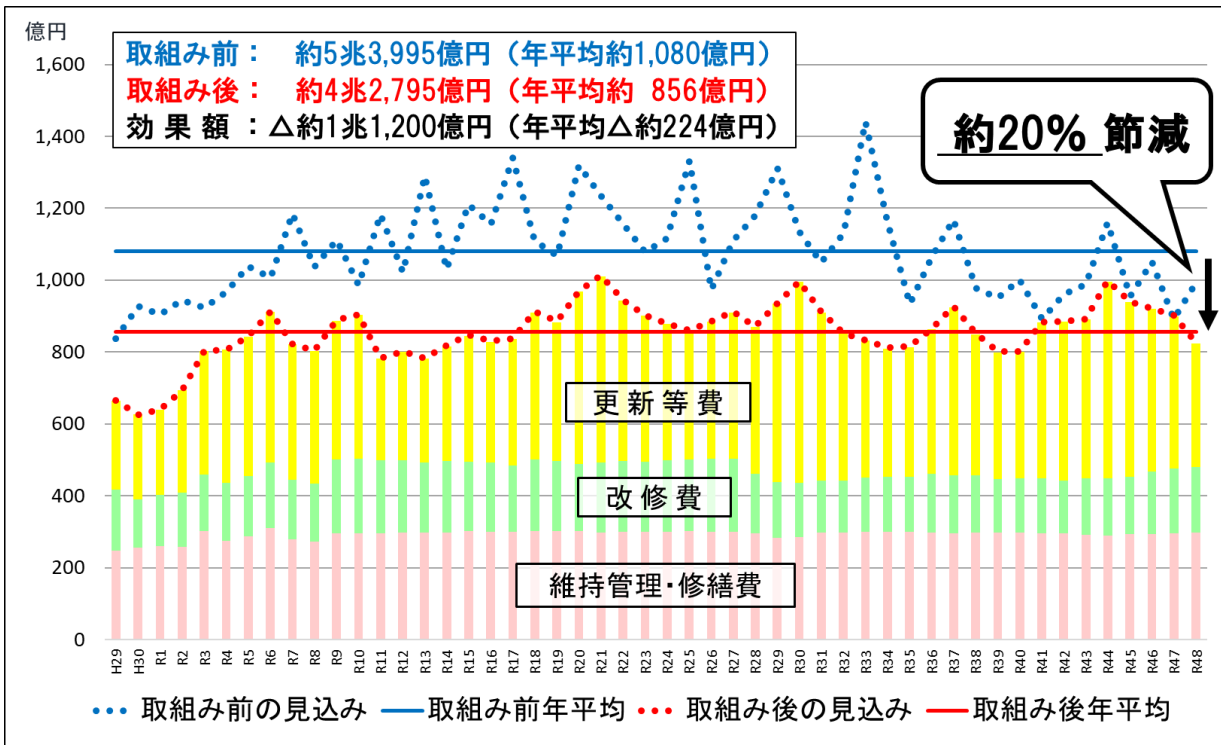
- ・全庁的な推進体制の下で本県の公共施設等を総合的かつ計画的に管理・活用する取組の推進及び進捗管理の実施
- ・施設の維持管理・修繕、更新等に係る研修等の実施
- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「福岡県内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」、「福岡県地球温暖化対策実行計画」等の法令等に留意

5(2)「モノ」:

現計画及び次期計画の目標・効果

＜現計画の目標・効果＞ ※R3一部改訂
H29から50年間のトータルコストを20%節減

【現計画】予防保全等の取組前後の費用見込の比較、取組後の費用見込の内訳



次期計画の見込

現在は作業中であるが、昨今の「物価の高騰」を考慮すると、トータルコスト見込は現計画の1.5倍前後となる可能性

一方で老朽化対策を含む整備は必須であるため、財政状況も考慮しながら、適切に対応していく

物価の高騰

各所で重要視される各デフレーター等については、計画を一部改訂したR3から直近までの5年間で、約1.2倍～1.7倍

- ・新営単価 (国土交通省): 約1.5倍
- ・建設工事費デフレーター (国土交通省):
建設総合: 約1.2倍。土木総合: 約1.2倍
- ・建設物価 (建設物価調査会)
建築費指数: 約1.4倍。土木工事費指数: 約1.3倍
- ・日建設計標準建築費指数 ((株) 日建設計): 約1.7倍
- ・「建築物のライフサイクルコスト」(国土交通省監修): 約1.4倍

5(2)「モノ」:

県有財産の有効活用

～引き続き市場サウンディング等を行い、
各種の有効活用策を推進～

(1)未利用県有地の売却

旧庁舎や旧職員住宅などについて、県で利用見込みのない場合は、市町村への利用意向確認及び既存施設の解体を経て、原則、一般競争入札により売却し、歳入を確保(入札なしの案件は、先着順で売却)

- ・ 令和5年度:26件(4,787,029千円)
- ・ 令和6年度:18件(359,193千円)
- ・ 令和7年度:35件(2,820,516千円)

(2)公有財産の貸付

公募による施設の余剰スペースの貸付、都市部の大規模県有地の貸付などによって、歳入を確保(下記はR7年度実績)

- ・ 各施設における自動販売機の設置場所の貸付:89施設(69,617千円)
- ・ 大規模県有地の定期貸付:5件(764,709千円)
- ・ 庁舎等におけるデジタルサイネージ式広告・案内板、証明写真機の設置場所の貸付:延べ3施設(8,756千円)

(3)ネーミングライツの導入

県民向け施設においてネーミングライツパートナーを公募し、その収入はより快適に、より使いやすくするための施設整備に充当

- ・ SAWARAPIA(県立ももち文化センター) 年間7,200千円
- ・ オクゼン不動産ベースボールスタジアム・テニスコート・フットボールスタジアム(県営春日公園内3施設) 年間4,175千円
- ・ 【R8.9～】 hyouboみらいパーク筑豊ベースボールスタジアム・テニスコート・フィールド(筑豊緑地内3施設) 年間3,010千円

5(2)「モノ」: PPP／PFIの推進

- 本県では、PPP／PFI導入検討基本方針に基づき、公共施設の整備・運営への民間活用を優先検討
- 導入の適否を費用対効果等から評価し、効果的かつ効率的な事業運営が見込める場合には、引き続き積極的にPPP／PFIを導入

(例)下水道分野における官民連携の推進

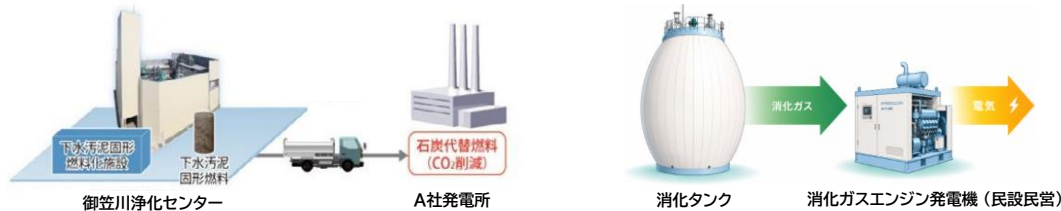
これまでの実績と現状認識

これまで下水道施設において、官民連携を活用し、効果的・効率的な運営を推進

- ・DBO方式：固形燃料化施設
- ・民間収益施設併設事業：消化ガス発電(民設民営)

しかし、下水道インフラを取り巻く環境は厳しさを増している。

- ・施設老朽化に伴う更新費用の増大
- ・使用料収入減少



【DBO方式】

公共が資金調達を負担し、設計・建設・運営を民間事業者に包括的に委託する方式

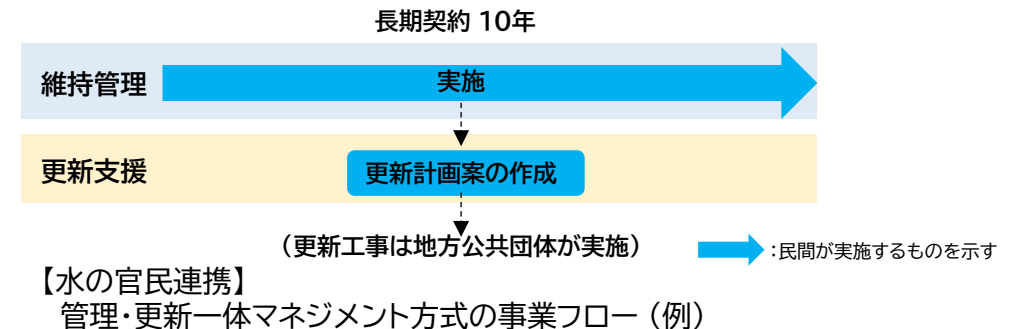
【民間収益施設併設事業】

下水道の資源・エネルギーや用地等を活用し、収益施設等の併設を行う事業

更なる官民連携の導入可能性

新たな手法の検討:「水の官民連携」

- ・下水道施設における維持管理と更新の一体マネジメントを長期契約することで、より効果的・効率的な事業運営を期待



強靱で持続可能な下水道の実現へ

5(2)「モノ」:

指定管理者制度運用の改善検討

さらなる県民サービスの向上に向け、制度運用の改善を検討

現状・課題

- 本県の指定管理者制度導入施設は、競争性の確保と安定的な運営の両立を目指し、指定管理期間を原則5年と設定
- 高い専門性や継続性が求められる一部の施設等について、腰を据えた人材育成や事業への投資ができない可能性があるのではないか
- 一方、指定期間を単純に長期化するだけでは、事業者側の緊張感が薄れ、サービス向上や改善がおろそかになる懸念がある

検討の方向性

◆専門性の強化と県民サービスの向上

特に高度な専門ノウハウが必要な一部の施設について、専門性を高め県民サービスの向上に資する運用改善を検討

◆戦略の核:

特に必要な施設について、指定期間の長期化と、厳格な中間評価の導入を検討

5(2)「モノ」について

審議に向けた論点(Ask)

【「モノ」改革の論点となるもの】

資産マネジメントのあり方や官民連携の深め方について、ご意見をお聞かせください。

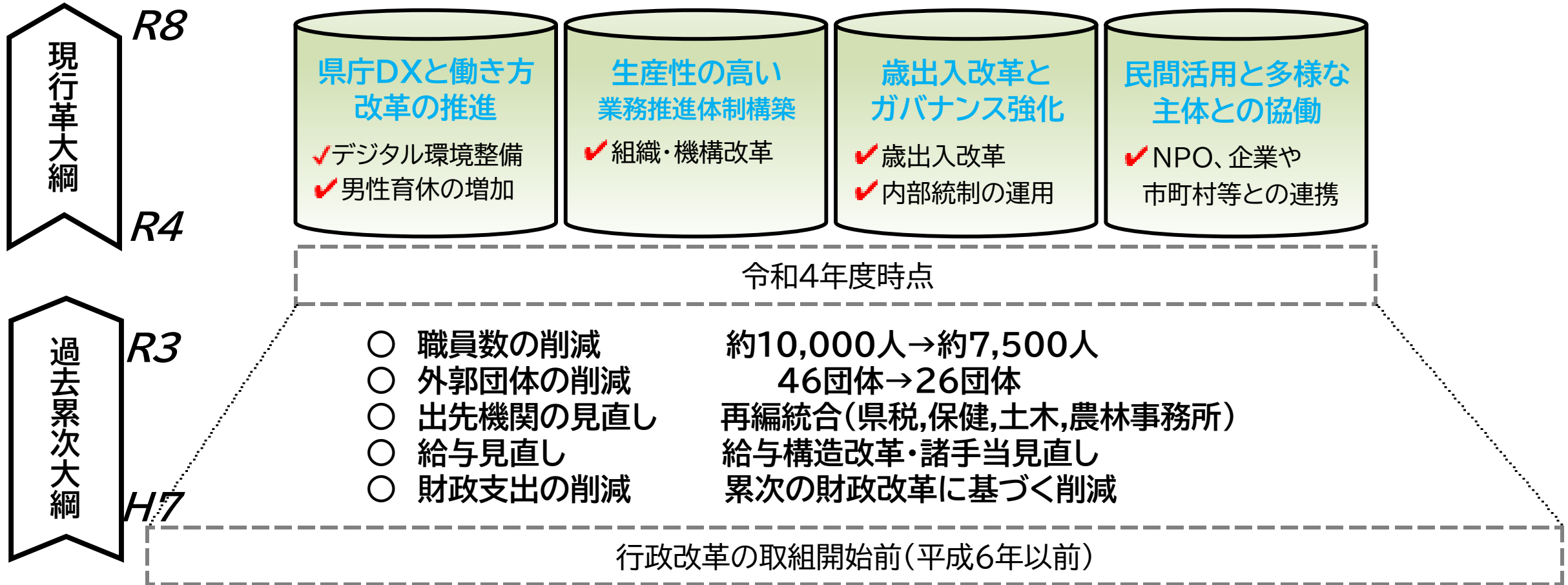
→ いただいたご意見を踏まえ、答申に反映します。

5(3) 現行政改革大綱の実施状況について

5(3) 現行政改革大綱の実施状況について

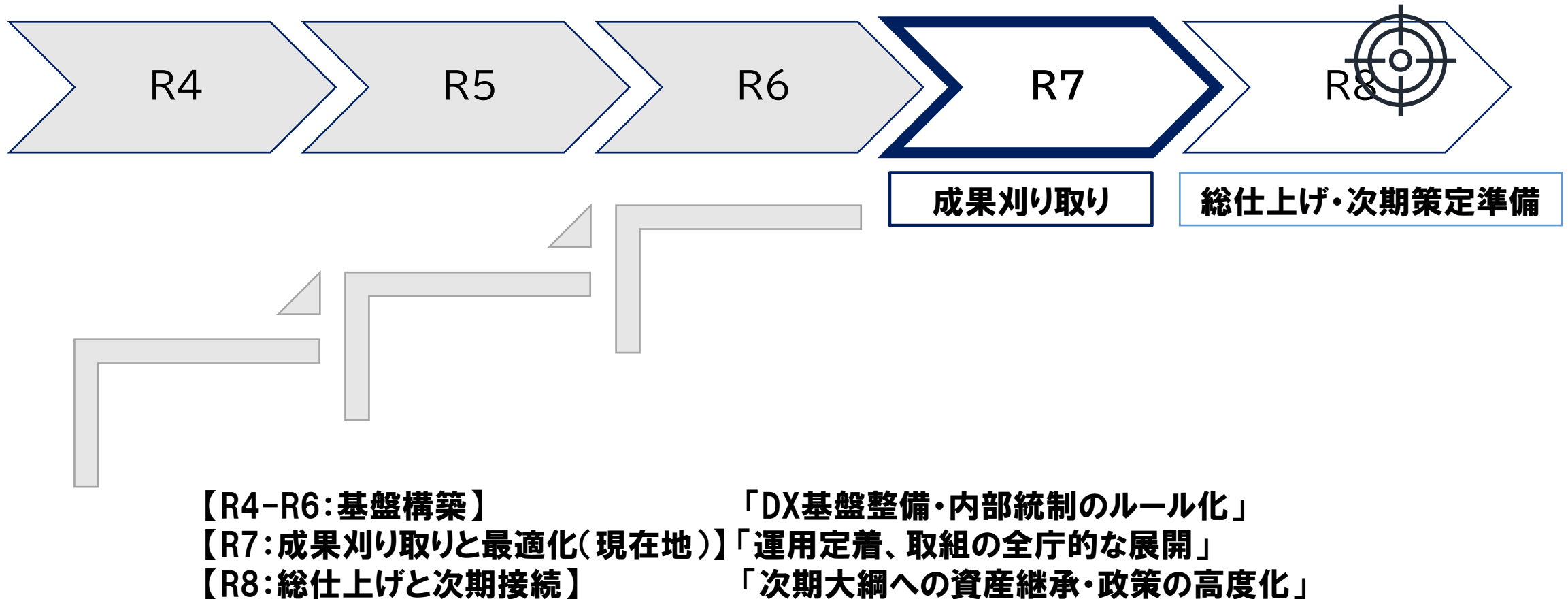
現大綱の総括と現在地の可視化 ※第1回審議会資料再掲

令和8年現在 行政改革の現在地



5(3) 現行政改革大綱の実施状況について

R4～R8のロードマップ



5(3) 現行政改革大綱の実施状況について

令和7年度の主要成果:4大トピックス

(Ⅰ 県庁DXと働き方改革の推進)

RPA・AI活用による効率化

R6	R7
RPA導入:9業務109所属 議事録作成ツール:年間3,551回	RPA導入:24業務116所属 議事録作成ツール:年間5,017回

+5業務 +7所属
+1,466回

(Ⅱ 生産性の高い業務推進体制構築)

民間採用・DXによる生産性向上

R6	R7
民間経験者採用:事務職	民間経験者採用:技術職(9職種)を新規実施 生成AIやオープンデータ等を活用した、より実践的な研修を実施

拡大・追加

(Ⅲ 歳出入改革とガバナンス強化)

県有財産の有効活用

R6	R7
売却:約3億9,000万円 貸付:未利用県有地公募など	売却:約28億2,000万円(うち1件:約26億7千万円で売却) その他:＜新＞本庁舎一般外来駐車場の有料化 約720万円

大口売却1件
新たな歳入確保策開始(R8.1～)

(Ⅳ 民間活用と多様な主体との協働)

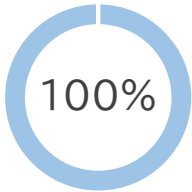
民間活用の加速化

R6	R7
アウトソーシング:9業務(知事部局)	アウトソーシング:34業務(知事部局) 福岡武道館の指定管理運営開始

+25業務
新たに指定管理開始

5(3) 現行政改革大綱の実施状況について 最終年度(R8)に向けた推進方針

令和7年度時点
取組率



I 県庁DXと働き方改革の推進

	R4	R5	R6	R7
取組済	29	33	34	34
	85%	97%	100%	100%

II 生産性の高い業務推進体制構築

	R4	R5	R6	R7
取組済	20	22	26	26
	77%	85%	100%	100%

III 歳出入改革とガバナンス強化

	R4	R5	R6	R7
取組済	15	15	15	15
	100%	100%	100%	100%

IV 民間活用と多様な主体との協働

	R4	R5	R6	R7
取組済	11	15	15	15
	73%	100%	100%	100%

分類	戦略定義	具体的な取り組み(例)
アクセル(加速)	これまでに成果が出た「勝ち筋」を一層推進	「さらなるキャッシュレス化」 全税目がスマホ・PC納付対応 →税外公金へ対象が拡大するeLTAX(地方税共同機構が運用している地方税ポータルシステム)を活用した収納を、本県でも対応する
ブレーキ(見直し)	社会環境変化等により効果が薄れた項目の戦略変更	「生成AI検索ヘシフト」 県ホームページのAIチャットボットのアクセス数が伸び悩んでいる →生成AI検索の導入済

まとめ・今後の進め方について

次回審議会について(予定)

開催期日 : 令和8年10月28日 14時～

参考資料

【議題5(1)関連】

- 1 福岡県ワンヘルス推進基本条例
- 2 環境と人と動物のより良い関係づくり等福岡県におけるワンヘルスの実践促進に関する条例
- 3 福岡県ワンヘルス推進行動計画(※席上配付)
- 4 令和7年度福岡県ワンヘルス推進行動計画実施状況報告

【議題5(2)関連】

- 1 移転や集約などの最適配置について
- 2 建築物の延床面積の状況について
- 3 PPP/PFI導入実績
- 4 令和7年度改革事項の実施状況一覧